

入札参加資格要件における取扱いの一部変更について

令和3年8月31日

平成28年10月14日から令和3年8月31日までの期間、下記のとおり取扱いを一部変更しておりましたが、令和3年9月1日から令和4年8月31日までの期間についても同様の措置をとることとしましたのでお知らせします。

記

1 変更内容

【建設工事に係る一般競争入札参加資格】

(1) 経審ランク区分の変更

設計金額80万円以上130万円未満の工事における参加可能範囲となる格付け

変更前：Cランク業者（経営事項審査結果における総合評価値700点未満）

変更後：Cランク業者（経営事項審査結果における総合評価値700点未満）

及びBランク業者（経営事項審査結果における総合評価値700点以上1,000点未満）

(2) 受注請負工事件数要件の緩和

1,000万円以上の手持ち工事請負件数の制限

変更前：3件

変更後：5件

2 趣旨

本宮市では、建設工事の品質を確保するため、本市の入札参加資格要件において事業者の資格総合点数に応じた入札参加可能範囲の区分を定めております。

しかし現状を検証した結果、引続き令和元年東日本台風に係る復旧事業等の影響を軽減し、受注業者の確保を図るため、上記のとおり要件緩和を延長します。

本市発注建設工事を受注される業者の方につきましては安全管理を怠ることのないよう厳重に注意のうえ、安全な工事の施工をお願いいたします。

なお、上記の措置については、工事の発注及び受注の状況による影響を考慮するため、毎年8月31日を基準日として、その取扱いについて検討させていただきます。

3 適用

令和3年9月1日から令和4年8月31日までの期間に行う制限付一般競争入札公告。